

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用） 平成27年3月18日制定 （中略） 2024年 3月29日改正 <u>2025年 3月28日改正</u>	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用） 平成27年3月18日制定 （中略） 2024年 3月29日改正
（目 次） 1. 共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型 2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用） （1）約款本文 第1章 共同研究業務の実施（第1条－第11条） 第2章 変更手続（第12条－第13条） 第3章 概算払・確定（第14条－第21条） 第4章 取得財産の管理等（第22条－第24条） 第5章 成果の取扱・知的財産権 第1節 定義（第25条） 第2節 成果の取扱（第26条－第29条） 第3節 知的財産権（第30条－第36条） 第6章 雑則（第37条－第56条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>別紙</u> （4）<u>共同研究費積算基準（大学等用）</u> 共同研究費積算基準（国立研究開発法人等用）	（目 次） 1. 共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型 2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用） （1）約款本文 第1章 共同研究業務の実施（第1条－第11条） 第2章 変更手続（第12条－第13条） 第3章 概算払・確定（第14条－第21条） 第4章 取得財産の管理等（第22条－第24条） 第5章 成果の取扱・知的財産権 第1節 定義（第25条） 第2節 成果の取扱（第26条－第29条） 第3節 知的財産権（第30条－第36条） 第6章 雑則（第37条－第56条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>共同研究契約約款別表（大学・国立研究開発法人等用）</u> （4）<u>共同研究費積算基準（大学等用）</u> 共同研究費積算基準（国立研究開発法人等用）

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
1. 共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型（略） 2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用） （1）約款本文 第1条 ～ 第3条（略） （再委託等） 第4条 第1項 ～ 第3項（略） 4 乙は、乙が第1項に基づき国立機関等及び私立大学以外のものに再委託するときは、再委託先が委託業務を実施するために購入又は製造した取得財産のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産（以下、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産を「登録資産」という。）の所有権は、再委託先が検収又は竣工の検査をした時をもって、原則、乙に帰属するものとし、帰属に関する事項及び事業終了後の資産の取り扱い等を再委託契約書に定めるものとする。 第5項 ～ 第6項（略） 第5条 ～ 第12条（略） （実施計画書等の変更） 第13条 第1項 ～ 第2項（略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>遅滞なく</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項 ～ 第7項（略）	1. 共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型（略） 2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用） （1）約款本文 第1条 ～ 第3条（略） （再委託等） 第4条 第1項 ～ 第3項（略） 4 乙は、乙が第1項に基づき国立機関等及び私立大学以外のものに再委託するときは、再委託先が委託業務を実施するために購入又は製造した取得財産（<u>建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。</u>）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産（以下、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産を「登録資産」という。）の所有権は、再委託先が検収又は竣工の検査をした時をもって、原則、乙に帰属するものとし、帰属に関する事項及び事業終了後の資産の取り扱い等を再委託契約書に定めるものとする。 第5項 ～ 第6項（略） 第5条 ～ 第12条（略） （実施計画書等の変更） 第13条 第1項 ～ 第2項（略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>受理した日から10日以内に</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項 ～ 第7項（略）

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
第14条 ～ 第15条 （略） （検査及び報告の徴収） 第16条 第1項 ～ 第6項 （略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>別紙に定める</u>書類その他甲が<u>別に定める</u>書類等を準備し、共同研究の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 第8項 ～ 第9項 （略） 第17条 ～ 第21条 （略） （取得財産の管理等） 第22条 乙が共同研究業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（<u>以下「取得財産」という。</u>）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。 第2項 ～ 第7項 （略） 8 乙は、共同研究業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生<u>等</u>が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。 9 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分<u>等</u>の方法について、乙に指示をするものとする。	第14条 ～ 第15条 （略） （検査及び報告の徴収） 第16条 第1項 ～ 第6項 （略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>共同研究契約約款別表（大学・国立研究開発法人等用）に掲げる</u>書類その他甲が<u>あらかじめ指定する</u>書類を準備し、共同研究の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 第8項 ～ 第9項 （略） 第17条 ～ 第21条 （略） （取得財産の管理等） 第22条 乙が共同研究業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（<u>建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。</u>）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。 第2項 ～ 第7項 （略） 8 乙は、共同研究業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。 9 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分の方法について、乙に指示をするものとする。

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
10 乙は、前項の規定により副生物<u>の処分等を</u>した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。 第22条の2 ～ 第32条 （略） （知的財産権の帰属） 第33条 第1項 ～ 第4項 （略） 5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、第33条の6、第34条、<u>第34条の2</u>、第35条並びに第36条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。 第6項 （略） 第33条の2 ～ 第34条 （略） （経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開） 第34条の2 第1項 ～ 第2項 （略） 3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び<u>経済安全保障推進法</u>第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、<u>経済安全保障推進法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、	10 乙は、前項の規定により副生物<u>を</u>処分した場合は、速やかに甲に報告しなければならない 第22条の2 ～ 第32条 （略） （知的財産権の帰属） 第33条 第1項 ～ 第4項 （略） 5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、第33条の6、第34条、第35条並びに第36条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。 第6項 （略） 第33条の2 ～ 第34条 （略） （経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開） 第34条の2 第1項 ～ 第2項 （略） 3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び<u>同法</u>第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、<u>同法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
この限りでない。 4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、<u>経済安全保障推進法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が共同研究業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、<u>経済安全保障推進法第74条第1項に基づき開示が禁止されているものを除き</u>、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。 （出願後の状況通知） 第35条 乙は、<u>第34条の規定に基づき産業財産権出願通知書を甲に提出した場合は、特許出願については発明が出願公開（PCT国際公開を含む。）された後遅滞なく、特許権以外の産業財産権の出願又は申請については産業財産権出願通知書の提出後速やかに、出願又は申請番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人又は申請人名及び発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を甲に提出するものとする。また、共同研究業務に係る産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</u> 第2項 ～ 第4項 （略）	4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、<u>同法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が共同研究業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。 （出願後の状況通知） 第35条 乙は、共同研究業務に係る産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。 第2項 ～ 第4項 （略）

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
第36条 ～ 第44条 （略） （外国法人の特例） 第45条 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、<u>本条</u>に規定するところによる。 <u>2</u> 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。 <u>3</u> 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。 <u>4</u> <u>本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。</u> <u>5</u> 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。 <u>6</u> 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。 <u>7</u> <u>第33条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の50%以上とする（以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）」とする。</u> <u>8</u> <u>前項の場合、第33条第3項第一号、二号、三号及び四号、第33条第4項及び第5項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、第35条並びに第36条の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</u> <u>9</u> <u>共同研究期間中及び共同研究期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用</u>	第36条 ～ 第44条 （略） （外国法人の特例） 第45条 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、<u>次</u>に規定するところによる。 <u>一</u> 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。 <u>二</u> 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。 <u>三</u> 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。 <u>四</u> 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。 <u>（新設）</u>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<u>も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。</u> <u>1 0 共同研究期間中であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用を共同研究業務の実施に要した経費として計上することができる。</u> <u>1 1 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、甲が別に定める共有知的財産権利用許諾申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</u> <u>1 2 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。</u> <u>1 3 甲は共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。</u> <u>1 4 甲、乙、又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は（以下当該第三者を「利用許諾先」という。）、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。</u> <u>一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること（ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。）。</u> <u>二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら実施したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること。</u> <u>三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること。</u> 第46条 ～ 第52条 （略） （存続条項）	第46条 ～ 第52条 （略） （存続条項）

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
第53条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は第38条、第39条若しくは第40条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。 第8条第3項、第15条第1項、第16条第9項、<u>第24条第5項、</u>第26条第1項及び<u>第4項並びに</u>第31条第3項から第6項まで 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 <u>第4条第2項から第4項まで、</u>第5条、<u>第6条第3項から第5項まで、第7条、第10条、第13条第7項、第16条第1項から第8項まで、第17条から第21条まで、</u>第22条第2項から第10項まで、第23条、<u>第26条第3項、第5項、第6項及び第8項、</u>第27条、第28条、第29条第1項、<u>第3項</u>及び第4項、<u>第30条の2、第30条の3、</u>第30条の4、<u>第31条第1項及び第2項、</u>第33条から第38条まで、<u>第41条、</u>第42条、第43条から第46条まで、第48条<u>から</u>第50条<u>まで、</u>第50条の2第1項から第6項まで、<u>第51条並びに</u>第52条第1項第三号 三～四 （略） 第54条 ～ 第56条 （略） 特記事項 （略） 附 則 1. この標準契約書は、平成27年3月18日から施行し、平成27年度事業から適用する。 2. この標準約款は、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校並びに国立研究開発法人及び独立行政法人に適用する。	第53条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は第38条、第39条若しくは第40条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。 第8条第3項、第15条第1項、第16条第9項、第26条第1項及び第31条第3項から第6項まで 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第5条、第21条、第22条第2項から第10項まで、第23条、第27条、第28条、第29条第1項及び第4項、第30条の4、第33条から第36条まで、第42条、第43条から第46条まで、第48条、<u>第50条、</u>第50条の2第1項から第6項まで並びに第52条第1項第三号 三～四 （略） 第54条 ～ 第56条 （略） 特記事項 （略） 附 則 1. この標準契約書は、平成27年3月18日から施行し、平成27年度事業から適用する。 2. この標準約款は、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校並びに国立研究開発法人及び独立行政法人に適用する。

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
（中略） 附 則 １．この標準契約書は、２０２４年４月１日から施行し２０２４年度事業から適用する。 ２．ただし、改正後の約款第２５条第１項第一号、第３２条第８項、第３３条の３第３項、第３３条の４第２項、第５３条第１項第二号及び第５５条の規定は、２０２４年４月１日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から、また、第３４条の２第１項の規定は、２０２４年４月１日以降に締結した契約（変更契約を含む。）において、経済安全保障推進法の附則に基づき、政令で定める特許出願の非公開（第６６条から第８５条まで）の施行日から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>１．この標準契約書は、２０２５年４月１日から施行し適用する。</u> <u>２．ただし、改正後の約款第４条及び第２２条の規定は、２０２５年度事業から適用する。また、改正後の約款第３３条第５項及び第４５条の規定は、２０２５年４月１日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u> （２）様式 （略） （３）別紙 <u>別紙１－１－１ 経費発生調書（大学用）</u> <u>別紙１－１－２ 経費発生調書（国立研究開発法人等用）</u> 別紙１－２ ～ 別紙６ （略） <u>別紙７ NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u>	（中略） 附 則 １．この標準契約書は、２０２４年４月１日から施行し２０２４年度事業から適用する。 ２．ただし、改正後の約款第２５条第１項第一号、第３２条第８項、第３３条の３第３項、第３３条の４第２項、第５３条第１項第二号及び第５５条の規定は、２０２４年４月１日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から、また、第３４条の２第１項の規定は、２０２４年４月１日以降に締結した契約（変更契約を含む。）において、経済安全保障推進法の附則に基づき、政令で定める特許出願の非公開（第６６条から第８５条まで）の施行日から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>（新設）</u> （２）様式 （略） （３）<u>共同研究契約約款別表</u> <u>別紙１－１－１ 経費発生調書（大学用）</u> <u>別紙１－１－２ 経費発生調書（国立研究開発法人等用）</u> 別紙１－２ ～ 別紙６ （略） <u>別紙７ NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<u>別紙 8 共同研究業務従事日誌</u> 別紙 9 （略） <u>別紙 1 0 N E D O 労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u> 別紙 1 1 ～ 別紙 1 2－1 （略） <u>別紙 1 2－2 エフォート証明書</u> 別紙 1 3 ～ 別紙 1 9 （略） （４）共同研究費積算基準 共同研究費積算基準（大学用） 第 1 （略） 表	<u>別紙 8 共同研究業務従事日誌</u> 別紙 9 （略） <u>別紙 1 0 N E D O 労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u> 別紙 1 1 ～ 別紙 1 2－1 （略） <u>別紙 1 2－2 エフォート証明書</u> 別紙 1 3 ～ 別紙 1 9 （略） （４）共同研究費積算基準 共同研究費積算基準（大学用） 第 1 （略） 表

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
I. 直接経費	1. 物品費 2. 人件費・謝金 3. 旅費 4. その他	(略) (略) (略) (外注費) ①委託業務の実施に直接必要な装置の製作、データの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費 (以下略)	(略) (略) (略) (略)
II. 間接経費		上記経費を除く共同研究業務の実施に伴う乙の管理等に必要経費	1 間接経費の算定は、直接経費総額（Ⅰ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 2 間接経費率は、原則、30%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、2021年度以前に締結した契約については、3)のとおりとする。 3 間接経費率は、原則15%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。 なお、共同研究業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に15%加算することができる。 ただし、総合科学技術・イノベーション会議に登録されている競争的研究資金制度の事業については、別に定めるところにより、30%を上限とすることができる。
III. 再委託費・共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費。	1 当該経費の算定に当たっては、再委託先及び共同実施先となる機関に応じて、甲の積算基準に準じて行うこと。 2 再委託先及び共同実施先が、日本国の国公立研究機関及び国立研究開発法人等並びに大学等又はこれに準ずる機関の場合、当該機関の受託研究に関する規則等により算定することができる。ただし、項目は1)に従うこと。 3 再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50%未満とすること。

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
I. 直接経費	1. 物品費 2. 人件費・謝金 3. 旅費 4. その他	(略) (略) (略) (外注費) ①委託業務の実施に直接必要な装置の製作、データの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費 (以下略)	(略) (略) (略) (略)
II. 間接経費		上記経費を除く共同研究業務の実施に伴う乙の管理等に必要経費	1) 間接経費の算定は、直接経費総額（Ⅰ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 2) 間接経費率は、原則、30%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、2021年度以前に締結した契約については、3)のとおりとする。 3) 間接経費率は、原則15%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。 なお、共同研究業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に15%加算することができる。 ただし、総合科学技術・イノベーション会議に登録されている競争的研究資金制度の事業については、別に定めるところにより、30%を上限とすることができる。
III. 再委託費・共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費。	1) 当該経費の算定に当たっては、再委託先及び共同実施先となる機関に応じて、甲の積算基準に準じて行うこと。 2) 再委託先及び共同実施先が、日本国の国公立研究機関及び国立研究開発法人等並びに大学等又はこれに準ずる機関の場合、当該機関の受託研究に関する規則等により算定することができる。ただし、項目は1)に従うこと。 3) 再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50%未満とすること。

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
第 2 （略） 第 3 （略） 共同研究費積算基準（国立研究開発法人等用）（略）	第 2 （略） 第 3 （略） 共同研究費積算基準（国立研究開発法人等用）（略）